

⑯ 日本国特許庁 (JP)

⑪ 特許出願公開

⑫ 公開特許公報 (A)

昭55—142402

⑮ Int. Cl.<sup>3</sup>  
G 11 B · 3/50

識別記号

厅内整理番号  
8021—5D

⑭ 公開 昭和55年(1980)11月7日

発明の数 1  
審査請求 未請求

(全 3 頁)

⑯ ダイヤモンドカンチレバー

⑪ 特 願 昭54—48533

⑫ 出 願 昭54(1979)4月21日

⑬ 発明者 小倉嘉五郎

東京都大田区大森北 4—15—16

⑭ 出 願人 オグラ宝石精機工業株式会社  
東京都大田区大森北 5丁目 7番  
12号

明細書

1. 発明の名称 ダイヤモンドカンチレバー

2. 特許請求の範囲

- (1) ダイヤモンドの円柱又は角柱の一方の先端に針を取り付ける為の針取付部を形成したことを特徴とするダイヤモンドカンチレバー。
- (2) ダイヤモンドの円柱又は角柱が針取付先端にゆくにしたがつて細くなるテーパー形状をした特許請求の範囲第1項記載のダイヤモンドカンチレバー。
- (3) 針の取り付け部に透孔か又はめくら穴を形成した特許請求の範囲第1項、第2項記載のダイヤモンドカンチレバー。
- (4) 針の取り付け透孔がテーパー形状に形成してある特許請求の範囲第3項記載のダイヤモンドカンチレバー。

3. 発明の詳細な説明

本発明はピックアップカートリッジに使用するカンチレバーの改良に関するものである。一般に

カンチレバーはアルミニウム合金のパイプ状のものが多かつた。カンチレバー材料のアルミニウム合金はヤング率及び比剛性が小さく、従つて音速が 5200 m/s 位と小であつた、近年音響材料が開発されベリリウム、ボロン等の金属がカンチレバーに使用されるようになつてきた。しかしながらベリリウムは非常に毒性があり加工上又使用上から見るとあまり良好な材料とは言えなかつた、ボロンはタンクステンワイヤーの回りに C·V·D によりボロンを生長させて作るので純粋なボロンではなかつた。

ボロンの比重は 2.3 と小さいがタンクステンの比重は 19.1 と大きかつた。又 C·V·D で生産している為あまり径の太い線材はできない欠点もあつた。更に又ボロンは非常に加工性が悪く穴開け加工が非常に困難であつた。その為に針を接着材で接合するタイプしかできなかつた。そこで本発明は前記欠点をなくし従来のカンチレバーより音響特性が優れている材質であるダイヤモンドに着目した。ダイヤモンドは音響材料としては硬度の高

い性質を利用して針の材料として使用されていた。従来の音響用材料である、アルミニウム、ベリリウム、ポロンと本発明の材料であるダイヤモンドのヤング率、密度、比剛性、音速、モース硬度の比格表を次に示す。

	ヤング率 ( $\times 10^8 \text{ dyn}/\text{m}^2$ )	密 度 ( $\text{g}/\text{cm}^3$ )	比剛性 ( $\times 10^4 \text{ m}^2/\text{s}^2$ )	音速 C ( $\text{m}/\text{s}$ )	モース硬 度
アルミニウム	7400	2.69	2750	5200	—
ベリリウム	28000	1.84	15220	12300	6
ポ ロ ン	42000	2.30	18260	13500	9.3
ダイヤモンド	105000	3.5	30000	17320	10

この表からもわかるようにダイヤモンドは従来のアルミニウム、ベリリウム、ポロンに比べヤング率が大で密度も3.5とあまり大きくななく従つて比剛性、音速は他の音響用材料より大であり、針先の振動を発電系に忠実に伝えることが可能である。又純度も100%のCで純粋であり、不純物を含ま

( 3 )

近に透孔(5)をあけ針を嵌入取り付ける。透孔(5)は第4図に示すようなテーパー形状でも、又第2図に示すようなストレートな孔でも可能である。

テーパー形状の針取付孔(5)の場合は針(6)のシャンク部を針取付孔(5)に合致するようなテーパー形状に形成することにより、針(6)とカンチレバー(4)の結合状態がより、密着し強固に嵌合固定することが可能である。

第5図に示す実施例は角柱でかつテーパー形状に形成した角柱テーパーカンチレバー(7)の実施例である。前述の実施例と同様に径の細い先端付近に針取付孔(8)をもうける。第5図に示す角柱テーパーカンチレバー(7)は四面すべてをテーパー形状に形成した実施例であるが一面だけをテーパー形状にしたもの、二面だけをテーパー形状にしたもの、三面をテーパー形状にしたものの実施例も可能である。

第6図に示すものは本発明の実施例で針取付孔(9)がめくら穴の場合である。又カンチレバー(10)の基部にはマグネット(11)がダイヤモンドカンチレバ

特開昭55-142402(2)  
ないので品質が安定しているので製品のバラツキがない。又化学的に安定であるのでさび、腐蝕等の欠点も皆無である。このように音響特性の良好な材質であるダイヤモンドで作つたカンチレバーを提供することを目的とするものである。

図面に示す実施例について以下本発明を詳細に説明する。

第1図は本発明の正面図であり、第2図は側面図であつて、ストレートカンチレバーの実施例である角柱ダイヤモンド(1)の先端部を斜面に研磨し、針取付部を形成する。該針取付部にストレートな針取付孔(2)をレーザーやダイヤモンドドリルで穴明け加工を施し、該針取付孔(2)に針を嵌合し接着材で接着結合するか、ダイヤモンドカンチレバーの表面を金属被膜を施した後ロウ材により針をロウ付接合することも可能である。

第3図、第4図はテーパーカンチレバー(4)の実施例である。角柱状のダイヤモンドを円形機にかけて円柱状でかつ針取付部の方の径を小さくするようなテーパー形状に形成する。細い方の先端付

( 4 )

一側に直接取り付けることが可能である。又サスペンションワイヤー(12)も従来は第7図に示すようにジョイントパイプ(20)にガイドパイプ(21)を嵌合し、このガイドパイプ(21)にサスペンションワイヤー(12)を通し、その先端を曲げ接着材(22)で固定していた、又ジョイントパイプ(20)をカンチレバー(4)に取り付けるのに接着材によつて接着固定していた、又ジョイントパイプ(20)にマグネット(23)を固定する方法もやはり接着材によつて接着固定していた。従つてカンチレバー(4)の振動は合成樹脂系の接着材(22)を通してジョイントパイプ(20)に伝わり、ジョイントパイプ(20)からマグネット(23)に伝わるにも接着材(22)を経て伝わっていた、接着材(22)は材質的には合成樹脂であり、振動を吸収してしまう性質がある。従つて接着材(22)を何層も通るほど振動が減衰することになり忠実な振動の伝達にはならなくなる。本発明のダイヤモンドカンチレバーはその表面を金属被膜処理できることは公知である。その金属被膜処理を施したカンチレバー基部にマグネット(23)を嵌合し、ロウ材(24)でロウ付接合することが可

( 5 )

( 6 )

能である。又サスペンションワイヤーのダイヤモンドカンチレバー基部に直接ロウ付接合することによりジョイントパイプ部やガイドパイプ部をなくすことも可能である。又ダイヤモンドカンチレバー基部に孔をあけその孔にサスペンションワイヤーを嵌合し、ロウ付接合することにより、より強固に取り付けることが可能である。

本発明は以上説明したように構成されているので音速が従来の物質より早いので針先のトレス <sup>が</sup> した振動を忠実に伝達するため周波数特性、特に高域特性が優れたカンチレバーを提供できる。従来のボロンでは加工できなかつたテーパー状のカンチレバーも製作可能であるので、カンチレバーの等価質量を減少化できる為より忠実なトレスを行うことができ、ダイヤモンドカンチレバーの音速と結合して、従来再生不可能であつた音域まで再生可能になる効果がある。

針とカンチレバーの結合強度が従来より大であり、カンチレバーと針がより密着しているので、針先のトレス振動をカンチレバーに完全に伝達

することが可能になる。

又サスペンションワイヤーをカンチレバーに直接取り付けることが可能であるので部品数を減らすことができ、アッセンブル工程を省略できることも可能である。

#### 4. 図面の簡単な説明

第1図は本発明の正面図である。

第2図は一部を断面した側面図である。

第3図は本発明の他の実施例の正面図である。

第4図は他の実施例の一部を断面した側面図である。

第5図は本発明の他の実施例の斜視図である。

第6図は本発明の他の実施例の断面図である。

第7図は従来のカンチレバーの基部の断面図である。

(1) …角柱カンチレバー、(2)(5)(8)(9)…針取付穴、

(3)(6)…針、(4)…円柱テーパーカンチレバー、

(7)…角柱テーパーカンチレバー、(10)…カンチレバー、

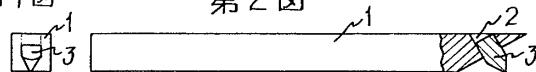
(11)…マグネット、(12)…サスペンションワイヤー、

(13)…ロウ材。

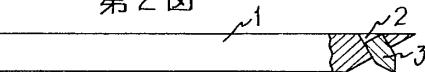
( 7 )

( 8 )

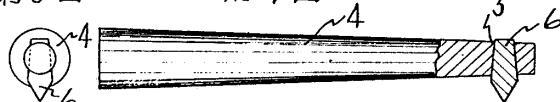
第1図



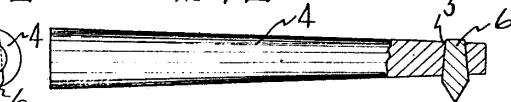
第2図



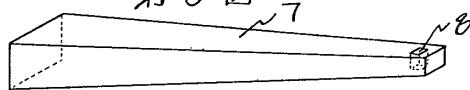
第3図



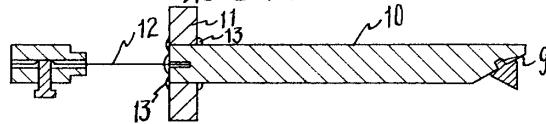
第4図



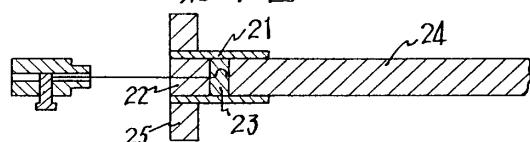
第5図



第6図



第7図



#### 手 線 補 正 書

昭和54年5月29日

特許庁長官 熊谷 善二殿

1. 事件の表示

昭和54年特許願第48533号

2. 発明の名称 ダイヤモンドカンチレバー

3. 補正をする者

事件との関係 特許出願人

住所 東京都大田区大森北5丁目7番12号

氏名 オグラ宝石精機工業株式会社

4. 補正命令の日付 (代表者の小倉 康三朗) 昭和54年5月29日

5. 補正により増加する発明の数 0

6. 補正の対象 明細書中「発明の詳細な説明」の欄。

7. 補正の内容 明細書 3頁下から2行目の

「発電系に…」を「発電系に…」と訂正する。

